

平成22年4月15日

「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令案」に対する  
意見

全 国 銀 行 協 会

日本政策金融公庫 国際協力銀行の業務範囲など、政策金融機関のあり方については、民間で担えないリスク負担や新たな市場創出のための呼び水効果等では一定の意義は認め得るものの、今後も、民間にできることは民間に委ね、必要最小限の規模と手法に限定することが必要です。これにより、「官業は民業の補完に徹する」という公的部門の本来的に果たすべき役割・目的を十分に踏まえた制度設計とすべく、不断の見直しを進めていくことが重要であると考えます。

以 上